

津和野町立学校における
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月
津和野町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 学校の取組	5
6. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本町では、令和6年3月に津和野町教育ビジョン（第2期）（以下、「教育ビジョン」という。）を策定し、「自立心と公共心に富み、自然とふるさとを愛し、共に生きる力をもって自らの人生と郷土・我が国・世界の未来を切り拓く「津和野人」の育成」を基本理念とした教育の推進に努めています。

この教育ビジョンで目指す教育の実現のためには、「学校における働き方改革」の推進により、長時間勤務を是正し、教職員が心身の健康を保ち、教職員自身の資質・能力向上を図りながら、より良い教育活動を「子どもたちに提供し続けること」が必要です。

津和野町立学校における業務管理・健康確保措置実施計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）に基づき、教職員の業務量適正化の推進、教職員の健康・福祉の確保、人材確保と教職の魅力向上、教育活動の向上及び組織的な学校運営の促進を目的として策定するものであり、これにより子どもたちへのよりよい教育の実現を図ります。

給特法の改正に伴い、これまでの「学校における働き方改革プラン」から「津和野町立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画」に名称を改め、働き方改革を推進します。

(2) 本町の現状

- 本町では、「学校における働き方改革プラン」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間超 80 時間以内 の勤務をした者の割合	月 80 時間超の勤務 をした者の割合
小学校	月 35.6 時間	48.4%	11.0%
中学校	月 20.1 時間	33.5%	6.1%

○ 時間外在校時間が 45 時間超を超える割合が小学校 48.4%、中学校 33.5%と多くなっている。生徒指導や部活動指導などの業務の負担感が大きくなっており、これらの業務のサポート体制や校務支援システムなどの ICT 活用等を図ることによって教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

- こうしたことを踏まえ、給特法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 全ての教職員が年間 360 時間以内
- ・ 全ての教職員が 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間 30 時間程度
- ・ 全ての教職員が 1 箇月 45 時間以内

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

①年次有給休暇の取得日数

- ・ 全ての教職員が年 5 日以上の取得
- ・ 全ての教職員の平均取得日数が 14 日以上

②ストレスチェック

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 10%以下
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値 100 以下

③働き方に関する意識

長時間勤務の状況を改善するとともに、子育てや介護といった様々な事情のある教職員も働きやすい職場とし、学校を魅力ある職場に改善していくことにより、教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性を発揮でき、働きがいを実感できることを目指します。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 12 年度

4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア. 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、学校運営協議会や公民館の見守り活動などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3 分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、鹿足青色パトロール隊及び鹿足

地区少年補導委員連絡会に委ねることとし、学校における自主的な見回りは、緊急時を除いて原則行わないこととする。

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- ・教材費、修学旅行費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和12年度予算を目途に公会計化に係る検討を行う。（又は、口座振替、インターネットバンキング等を活用し、教職員の負担軽減を行う。）

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・首長部局とも連携して苦情等に対応する相談窓口の設置に向けた検討をするとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制の構築を進める。

イ. 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの導入検討を進め、町から学校に発出される調査に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、共同学校事務室の導入を推進する。

②学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において令和12年度予算を目途に、スマートロックの導入や管理業務の外部委託の検討を行う。

③部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度中に部活動地域展開に係る方針を策定し、休日の部活動の地域展開から進める。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、外部指導者の適正な配置を進める。

ウ. 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

①授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営（「3分類」⑮⑯⑰関係）

- ・授業準備、学校行事の準備等を補助するスクール・サポート・スタッフの全校配置を継続する。
- ・自動採点等対応できるデジタルドリル等 ICT の導入・活用により、業務負担

を軽減する。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・津和野町特別支援教育アドバイザーを配置し、学校からの相談・支援、研修、関係諸機関との連携を推進する。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との会議等連携体制を整備し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・特別支援教育学習支援員の学校への配置、公認心理師の学校からの相談・支援を継続する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の習いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、事務作業などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を高める。
- ・勤務時間外の留守番電話機能を令和8年度中に全校に設置する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・教育委員会は、学校に対し時間外在校等時間が月あたり80時間を超える教職員の産業医による面接指導実施の徹底を図る。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・夏季休業の期間中に一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度の導入について、令和9年度中に検討を行う。

5. 学校の取組

(1) 管理職の取組

①勤務時間の適正化

校長は、服務監督教育委員会とともに、教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における業務の平準化に向けた分担の見直し、必要な体制づくりを行い、健康管理に取り組む必要があります。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員に対しては、現状を確認した上で、実感できる形で働き方を改善していくための具体的な手立てを最優先で講じることが求められます。

②ヘルスケア対策

過重労働による健康障害を防ぐために、特に時間外在校等時間が月あたり80時間を超える長時間勤務を行う等、校長が必要と認めた教職員（管理職を含む）には、産業医による面接指導を強く勧奨し、脳や心臓及び精神の疾患などの発症予防に努める必要があります。

(2) 校内の取組

①働きやすい職場を作るための組織づくり

業務にあっては、協働の観点を取り入れ、周りの教職員や支援スタッフと積極的にコミュニケーションを図り、業務を分担していくことが大切です。チームワークの向上とともに学校全体として業務改善が期待できます。

②教職員同士のサポート体制の整備

互いに休暇等が取りやすい雰囲気、支援体制を構築しておく必要があります。そのためにも、サポート体制を構築しておくこと、個人の業務を「見える化」して他者とデータの共有化等を図ることが必要です。

③業務の効率化

業務の効率化については、学校裁量でできることも多くあり、文書等決裁や意思決定のルートの省力化・効率化や、校内人事の刷新等により各学校における「こうでなければならない。」という組織風土、固定観念を定期的にほぐしていくことも、働き方改革を進める上で大切な観点になります。

④心の健康

心の健康を維持・管理するためには、定期的なストレスチェックの実施や、いつもと違うと感じた際には、自主的にストレスチェックを実施し、自身のストレス状態や心の健康度を把握するよう心がけましょう。業務上の悩みや不安等が小さいうちに、身近な管理職など、各種相談先に相談しましょう。

6. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。